

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

予防接種法による予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、業務委託契約書において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和5年5月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種事業に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収などの事務を行うものである。</p> <p>行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①予防接種の実施</li><li>②予防接種の記録</li><li>③予防接種済証の発行</li><li>④健康被害の救済措置</li><li>⑤未接種者への勧奨通知</li><li>⑥統計報告資料、データ分析の処理</li></ul> <p>A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>B類疾病とは、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p>
③システムの名称	住民健康管理システム、中間サーバ、
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表1 10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16-2 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13、13-2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進課長 池ヶ谷 友彦	健康増進課長 鈴木 英明	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康づくり課	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 鈴木 英明	健康づくり課長 田島 和幸	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 田島 和幸	健康づくり課長	事前	
平成30年4月1日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和1年11月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	住民健康管理システム	住民健康管理システム、中間サーバ	事前	
令和1年11月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16-2(別表第二における情報照会の根拠)16-2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13、13-2条	事前	
令和1年11月1日	6.情報ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)(提供)	十分である	事前	
令和3年8月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16-2(別表第二における情報照会の根拠)16-2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13、13-2条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16-2(別表第二における情報照会の根拠)16-2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13、13-2条	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表1 10項	番号法第9条 別表1 10項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②事務の概要	<p>予防接種事業に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収などの事務を行うものである。行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理</p>	<p>予防接種事業に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収などの事務を行うものである。行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</p>	事後	
令和3年8月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携③システムの名称	住民健康管理システム、中間サーバ	住民健康管理システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表1 10項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条 別表1 10項	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務特定個人情報保護評価書を新規作成したため
令和4年2月25日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②事務の概要	予防接種事業に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収などの事務を行うものである。 行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	予防接種事業に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収などの事務を行うものである。 行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務特定個人情報保護評価書を新規作成したため
令和4年2月25日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携③システムの名称	住民健康管理システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	住民健康管理システム、中間サーバ	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務特定個人情報保護評価書を新規作成したため
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	